慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	Grunzel; Allgemeine Volkswirtschaltslehre. 1909
Sub Title	
Author	星野, 勉三
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.2 (1910. 2) ,p.216(106)- 221(111)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新著紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100215-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

説明を企て、送金爲替、信用狀、輸出爲替、輸入爲替より爲替取引に附隨する業務に至るまで詳細説明し、殊に第六章には横濱正金銀行の信用狀を紹介したり。第十四章世界各國の手形印稅、通用貨幣、手形慣習はテート近代カムビスト其他の類書に明なり。特に本書の一部とするの必要なきに似たれども、多少の利益なしとせず。

近來我國に於て外國爲替に關し出版せらるゝ新著少なしとせず。現に我輩の記憶するのみにても、水野重也氏大槻爲八氏等の著書あり。今又本書を加ふるに至れるが、是等の內、理論を説明せるものとしては、水野氏の著書を推す可く、實務を説明して簡單なるものは、大槻氏の著書を以て、其精密なるものは本書を以て之に充つ可し。外國爲替の實務に就かんとする者に取ては、本書は好箇の指針なりと云ふを得べし。（堀江歸一）

二一六 Grunzel; Allgemeine Volkswirtschaftslehre. 1909

近來專ら行はるゝ經濟學派を類別すれば或は自由派あり、或は數學派あり、或は歷史派あり、而して自由派は現今主として佛國に行はるゝ所にして、ボール、ルロアボーリユー、ジード、コーヴエー等に依りて代表され、經濟社會は極して自由競爭によりて最良の發達をなし得可しとする者なり此の如きは佛人が英人の如く國家の干涉を喜ばざるより來たるものなれども、此學派は往時の英國正統學派の如く、社會は全然放任して干涉する事なくんば、必ず自然にして最良の發達をなす可しと云ふが如き、極端なる樂天主義を奉ずるものにあらず、又數學派は獨のチューネン英のジエボンス、マーシヤル佛のワルラス墺のベーム、パヴアーク、ヴイーザー等に依りて代表され、經濟學を以て數理的科學となさんと欲する者なり、又歷史

派は前世紀の中葉に於てはロッシヤー、クニース、ヒルデブラント等に依りて、現今はシモラー、ピユーヒヤー等に依りて代表され、現代の經濟組織は歷史的產物なるが故に、先づ歷史的發達の順序を研究して、而して後に初めて正しく現代を理會し得可しと云ふにあり、然るに近來此れ等の學派に反對して生じたるものは現實派にして、コンラード、フイリッポヴイッチ等に依りて代表され、先づ現代を研究し之によりて得たる智識を以て古代を説明せんとするにあり、而してグルンツエルの如きも亦此派に屬する者と云ふ可し。

グルンツエルは墺國政府の高等官にして、且つ教職にあり、既に商業政策（第二版一九〇六年）工業政策（一九〇五年）交通政策（一九〇八年）等の著ありて、議論の穩健と説明の明瞭とを以て知られたりしが、昨春又經濟原論を公にせり、開卷第一頁に揭げたる表題は既に奇拔にして、題して經濟政策要項全五卷の中第一卷經濟原論と云ふ、爾來經濟學者の著書は第一卷原論、第二卷政策、第三卷財政の順序を追ひて、原論と政策とは對立するものとなし來りたるに、グ氏は政策を以て經濟學研究の中心となし、原論の知識の如きは政策を理會するが爲めに必要なるに過ぎざるが故に、畢竟之に對しては從屬的地位に立つものにして、其緒論となすを以て適當と認めたるなり。夫れ英國に於ては、アダム、スミス以來、原論を以て經濟學研究の中心とし、政策及び財政の如きは、其附屬物として取扱ひたりしも、獨逸に於ては、十九世紀の初めにラウ出でゝより、政策學と財政學の地位を高め、原論と共に三者對立するものとせり、然るに現今政策の研究は益々重要視せられ、遂に之を原論の上に置く者を生じたるは頗る面白き現象なりと云ふ可し、然れ共原論は政策、財政兩者の理會と共に必要なるものなるが故に、之を緒論として政策に專屬せしむるは當を失するものと云ふ可し、故に余は政策學の研究を重要視するは之を是認すれ共、グ氏の如く過重視するは之を採らざるなり。

グ氏の計畫せる經濟政策學要項は第一卷を經濟原論とし第二卷は農業政策、第三卷は工業政策、第四卷は商業政策、第五卷は交通政策とし、以下續々出版す可しと云ふ。

今原論の内容を擧ぐれば左の如し

第一章　國民經濟
　一　國民經濟の性質
　二　國民經濟の發達
第二章　國民經濟の基礎
　一　自然
　二　人
　三　社會組織
第三章　生産
　一　生産の意義
　二　資本
　三　勞力
　（評者曰、土地を脫す）
第四章　交換
　（細別は略す）
第五章　所得
　一　所得の意義
　二　資本所得
　三　勞働所得
　（評者曰、土地の所得卽ち地代を脫す）
第六章　經濟學史
　（細別は略す）

近刊參考書

扨て此内容に付て現今行はるゝ學説と異る所を擧げんに、先づ國民經濟の發達を叙する項に於ては、所謂經濟時期に關する正統派の學者、或はリスト、ワグナー、ヒルデブラント、ビューヒヤー、シモラー、ゾムバルト等の學説を紹介したれ共、要するに之等の學説はビューヒヤーが云ふ如く「少くとも中部及び西部歐羅巴の經濟史に應用する事を得」可きものにして、世界各國は必ずしも、狩獵又は漁業民、遊牧民、農業民、工業民、商業民の順序を經て發達したるものにあらず、卽ち大海に面して水運の便ある國民は、漁業民より一躍して商業民となる事ある可く、又森林多くして放牧に適せざる地方に住する者は、狩獵民より直ちに農業民となる事ある可し、故にグ氏がこの經濟時期説を評し、此の如きは一國の經濟史を分類するには可ならんも、之を擴張して、恰も經濟の發達は到る所皆此の如くならざる可からずと云ふが如きは、誤謬の甚だしきものなり、故に之を經濟原論中に編入するは當を失すと斷言せるは我意を得たり。

第二章に於ては生産を説くに先ちて、國民經濟の基礎として自然、人、社會の三者を説明せり、蓋し學者は通常此三者を生産の要素として説明すれども、之等は必らずしも生産にのみ關係するものにあらず、又之等ありとて必ずしも生産の行はるゝものにもあらず、卽はち空氣濕氣等が財を腐敗せしむる事あらんか、自然は却て不生産的作用をなすものなりと云ふ可し、故に此三者を生産の要素となすは當を失す、然れ共生産及び其他各般の經濟行爲は、此三者の存在を待ちて初めて行はるゝものなるが故に、之を國民經濟の基礎と名づけて、緒論の一部となすは當を得たるものなり、尤も此の如きはフイリッポヴイッチも其著經濟原論中に於て行ひたる所なれども、英國の經濟書中には多く見ざる所なり。

第三章に於て生産の要素を論ずるに當たりては、之を以て資本勞力の二者となし、土地或は自然を以て要素となす事を非認せり、尤も社會主義者ロドベルツスの如きは勞力のみを以て生産の要素としたる例あれども、グ氏は玆に此生産一要素説と從來行はるゝ三要素説とを折衷して、二要素説を出だせるなり、而して其説く所によれば勞力が生産の要素なる事は疑なき所にして其勞働の効果なるものは道具（資本）を使用すると否とによりて大に異るものあるが故に、資本も亦生産の一要素たるを失はず、然れ共自然なる者は人力を以て如何ともする事能はず、且つ必ずしも生産を補助するものにあらず、加之其の所謂自然なるものは、人力の結果として現狀に達せるものなるが故に、寧ろ資本と見做す可きものなりと、然れ共資本の存否が生産の多寡に大影響を及ぼすが如く、自然の便否も亦此關係なかる可からず、卽ち水の便ある處を利用して商工業を營まば生産費を減少し得可く、又溫度濕氣の分配宜しき處を擇

んで農業を營まば、他の土地を耕作する農夫と等しき資本と勞力とを使用して、而もヨリ大なる効果を得可きなり、故に自然も人が自己の欲するが儘に選擇利用する事を得る限りは、其生産に貢獻する事敢て資本と異る所なかる可し、故に余はグ氏の二要素説に對しては、大なる疑を抱く者なり。

第四章價値を論ずる項に於ては、極力限界的効用説、生産費説、再生産費説等を攻撃すと雖も、完全に之を打破するに足る論據を示さず。

第五章所得論に於ては、資本所得と勞働所得との二者のみを認めて、地代と企業家の利益とを否認せり、卽ち經濟學上の所謂地代（リカードーの所謂土地の自然にして破壞し得可からざる力に對する報酬）は、肥地と瘠地との收益の差なれども、是れ決して土地にのみ特有なるにあらずして、總ての資本に共通なるものなり、例へば家畜にも道具にも機械にも良否の差ありて、其收益は之が爲めに異る可し、特に工場の如きは其位置の如何によりて良否の差あり、又其周圍の人口の增加によりて益々有利となるが如き、實に土地收益の性質と類似するものなる可し、加之其所謂自然として破壞し得可からざるかと云ふが如きは、文明國に於ては盡く賣買によりて得たる所なれば當時の地主は皆報償を支拂て取得したるものにして、卽ち資本に外ならざるなり云々と主張すれども、之れグ氏が生産の要素として土地を認めざるより來るものにして、吾人と議論の根底を異にするが故に辯駁の餘地なしと雖も、土地の自然力は賣買によりて得たるものなるが故に、事實上資本に外ならずと云ふが如きは、之れ純然たる個人的見解より來るものにして、苟も土地の面積位置の如き、又は地上の空氣濕氣の如き、既に勞力を加ふる以前に存在する者ある以上は、土地の收益は特殊の性質を有するものと認むるを穩當とす。

尙進んで企業家の利益を否認して曰はく、苟も企業する以上は之が爲めに利子及び賃銀以上の收益を生ずるは疑なし、何となれば若し之なくんば企業家は生活し能はざればなり、而して此取得の

性質を解剖すれば、一部は企業家の賃銀にして、他は彼が生産の危險を負擔する（例令損失する事あるも、資本家には利子を、勞働者には賃銀を支拂はざる可からず）より生ずる保險料なり、之に依りて觀れば、所謂企業家の利益なるものは資本と勞力とより生ずるものにして、之等に對する保險料なるが故に、此兩者を論ずる際に、研究す可きものにして、特殊なる性質を有するものにあらずと。

以上述べたるが如く、グ氏の經濟原論は極端なる現實派の產物にして、其議論往々正鵠を失するものありと雖も、余は之を大に興味ある讀物として推薦するに躊躇せざるなり。（星野勉三）